

資料 4－1

大規模地震対応マニュアルの改訂について

1 趣旨

平成30年度に策定した「大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する三重県議会指針」(以下「指針」という。)等との整合を図ることを中心に、今回、大規模地震対応マニュアル(以下「マニュアル」という。)を改訂するものです。

併せて、国では、東海地震関連情報の運用を停止し、南海トラフ地震への当面の対応を示しているため、関連部分の必要な修正を行います。

2 経緯

平成30年6月、三重県議会基本条例に議会における大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する規定を下記のとおり整備しました。

第7条の2 議会は、大規模な災害その他の緊急事態の発生に際し、議事機関として迅速かつ的確な対応を行うものとする。

第7条の2 第2項 議会は、前項の対応を迅速かつ的確に行うために必要な体制の充実強化その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

この規定の整備を踏まえ、「大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会」(以下「検討会」という。)を設置して検討を重ね、指針を策定するとともに、同検討会の検討結果報告において、今後の課題として、指針との整合性を図るためにマニュアルの改訂等が必要である旨報告されました。

3 検討結果報告において指摘された今後の課題(抜粋)

(1) 現行マニュアルの改定

本検討会で作成した指針との整合性を図るため、現行のマニュアルなど諸規定の改定が必要となる。

指針に示した国・関係機関等の視察対応に関する具体的な取組内容については、被災地域の議員をはじめ多くの関係者が関わるため、マニュアル内に記載することが望ましい。

(2) 安否確認及び情報伝達における電子メール及びLINEの活用

現行マニュアルでは、安否報告書や情報伝達票により議会事務局へFAX等による報告としているが、停電などの不測の事態が考えられることや、議員全員への情報共有の迅速化などを考え、議員の安否確認や被災地等に関する情報共有手段として、電子メール及びLINEの活用について検討する。

4 マニュアルの主な改正点

(1) 指針との整合性を図るための改訂

- ① 三重県議会災害対策会議の設置に伴う字句修正
- ② 三重県議会災害対策会議の召集時期の変更
- ③ 「国・関係機関等の視察」に関する記述の追加

(2) 安否確認及び情報伝達手段の整理

原則FAXとしていた連絡手段を電子メール中心に変更

(3) 南海トラフ地震に係る情報への対応

「南海トラフ地震臨時情報」発表に対応した所要の修正

5 参考

現行マニュアルがベースとしている東海地震「調査情報」「注意情報」「予知情報」は、現時点では確度の高い予測は困難とし、平成29年10月末をもって運用が停止されています。

一方、南海トラフ地震への対応が必要であるため、国では、同地震に対する新たな防災対応が示されるまでの当面の措置として、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」を発表することとしています。

国の対応ならびに執行部の体制等が確定した段階で、必要に応じて、再度マニュアルの改訂を行うこととします。

6 改訂マニュアルの施行時期

令和元年6月27日

大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する三重県議会指針

1 目的

本県は、巨大地震の発生が想定される南海トラフに面するとともに、全国屈指の多雨地帯を抱え、近年、全国で頻繁に発生する豪雨災害など、自然災害発生のリスクが高い地域と考えられる。

三重県議会基本条例第7条の2の規定に基づき、県議会が県民の代表者からなる議事機関として、県の意思の決定や県政の監視・評価、国等に対する意見の表明などの役割を、大規模な災害その他の緊急事態の発生時においても迅速かつ的確に担っていくため、県議会として必要となる対応等について、基本的な考え方をあらかじめ定めておくことが極めて重要であることから、この指針を策定する。

※三重県議会基本条例第7条の2

「大規模な災害その他の緊急事態の発生に際し、議事機関として迅速かつ的確な対応を行うほか、状況の把握その他の調査活動を行うなど、議会の役割を踏まえた必要な対応を行うものとする。」

2 対象とする災害等

対象とする大規模な災害その他の緊急事態は、三重県地域防災計画に基づく災害対策本部運営要領及び三重県国民保護計画に規定するものを原則とし、以下の事象を基本として議長が必要と判断した場合とする。

【地震】県内に震度5弱以上の地震が発生したとき

【津波】県内に津波警報が発表されたとき

【風水害】県内に大雨、洪水などの気象警報等が発表され、かつ、相当規模の災害が発生又は発生するおそれがあるとき

【その他】議長が本指針を適用する必要があると認める災害等（県内における大規模火災等の重大事故、感染症の流行、大規模なテロ、武力攻撃事態等が発生したとき）

3 議会の役割

（議事・議決機関としての責務）

（1）県民の生命を守ることを第一に考え、「いつでもすぐに活動できる態勢づくり」として導入した通年議会による機動的な議会運営を行い、大規模な災害その他の緊急事態発生時においても、議事・議決機関としての責務を果たす。その際、応急対策期においては迅速な復旧・復興を図るため、速やかな議事運営に努めるとともに、復旧・復興期においては提案型の議論により、県政の監視・評価の役割を果たす。

(被災情報の収集と執行部への協力・支援)

- (2) 被災情報を収集し、県民の生命が適切に守られるよう必要な対応を検討するとともに、執行部が災害対応に専念できるよう、状況に応じた協力・支援及び要望・要請活動を行う。

(窓口の一本化)

- (3) 執行部との関係においては、被災状況や災害対策等に関する議員への情報提供及び議員からの情報を伝達する窓口を一本化する。

また、必要に応じ、議員及び事務局職員の県災害対策本部へのオブザーバー参加を要請するなど災害情報の的確な把握及び共有を図る。

(市町の災害対応への支援)

- (4) 県議会は、広域的地方公共団体の議会として、市町の被災状況や要望事項等の把握に努め、必要に応じ、執行部に対する要望・要請を行うなど、市町の災害対応への支援に努める。

(国・関係機関等への要望・要請活動)

- (5) 国会及び関係行政庁への意見書の提出など、被災地の復旧や生活再建等に向けた国・関係機関等への要望・要請活動を積極的に行い、議会としての提言・提案機能を発揮する。

4. 議員の役割

(連絡体制の確保)

- (1) 参集指示に速やかに対応できるよう、連絡体制を常時確保する。

(地域での支援活動)

- (2) 参集指示があるまでは、自身の安全確保を図るとともに、地域の一員として住民の安全確保など地域での活動に積極的に協力・従事する。

(情報の収集と地域への提供)

- (3) 地域の被災状況等の情報や住民の意向の収集、把握に努める。また、県議会の窓口から把握した地域の被災状況や救助・救援体制等に関する情報を、様々な方法により、地域住民に提供するよう努める。

(個別の要望・要請は避け、地域の情報は議会に)

- (4) 執行部が災害対応を適切かつ迅速に行えるよう、被災地の状況や現地の要望などの情報を、必要に応じ、県議会の窓口を通じて提供することとし、個別に執行部へ要望・要請等を行うことについては慎む。

(地域と議会との橋渡し役)

(5) 国・関係機関等の視察対応については、積極的に関わる。その際、被災地域の選出議員は、可能な限り被災地の調査等に当たり地域と県議会との調整及び市町の支援に努める。

(議会活動の優先)

(6) 議会としての活動がある場合には、原則として、これを優先する。ただし、被災地域等においてやむを得ない状況がある場合はこの限りではない。

5 議会の災害対応組織

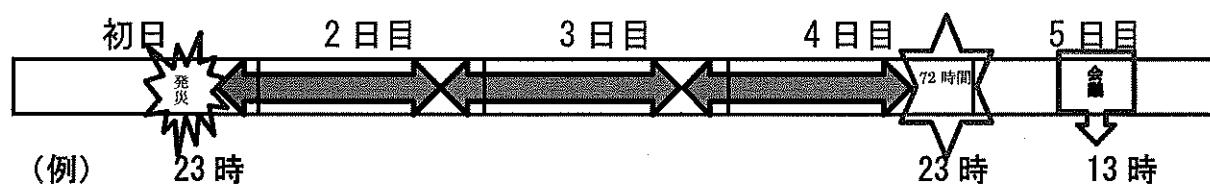
(1) 名称

三重県議会災害対策会議

(2) 招集時期

発災から 72 時間経過後最初に到来する午後 1 時

※なお、これによりがたい場合は、議長が定めることができる。



(3) 構成員

- ・代表者会議メンバー
- ・議長が必要と認める者（想定は、被災地域の選出議員など）

(4) 会議

会議は、議長が招集し主宰する。

なお、議長に事故がある時又は欠けた時は、次の順番で議長の職務代理を行う。

第1順位：副議長

第2順位：議会運営委員長

第3順位：第一会派の代表（あらかじめ議長が指定）

第4順位：第二会派の代表（あらかじめ議長が指定）

(5) 所掌事項

- ①県災害対策本部の情報の把握及び議員への提供
- ②議員が収集した災害に関する情報の集約及び県災害対策本部への提供
- ③本会議、委員会、代表者会議、全員協議会等の開催や協議事項の調整
- ④県や国、関係機関への要望・要請活動の検討、調整
- ⑤その他、災害に関して議会及び議員に関連すること

6 指針等の見直し

災害対策に係る法令及び三重県地域防災計画等の改正など、状況の変化があった場合には、速やかに指針等の内容の見直しを図る。

また、防災訓練を毎年1回実施し、その結果を踏まえ指針等の見直しを図る。

7 三重県議会指針の位置づけ（概念図）

三重県議会における大規模な災害その他の緊急事態への対応（概念図）

【新設】（基本的な考え方、行動指針）
大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する三重県議会指針

- 1 目的
- 2 対象とする災害
- 3 議会の役割
- 4 議員の役割（「緊急事態発生時の議員心得」）
- 5 議会の災害対応組織
- 6 指針等の見直し

（災害時マニュアル 発災5日目まで） 平成24年4月～

大規模地震対応マニュアル

- 1 基本的な対応
 - (1) 初動期における議員の役割
 - (2) 安否の確認方法
 - (3) 情報共有、情報伝達
- 2 状況別対応マニュアル
 - (1) 本会議等開催中
 - (2) 休会・閉会中

（代表者会議 確認）

平成29年12月～
南海トラフ地震に
関連する情報（臨時）
及び弾道ミサイル
発射によるJアラート
への対応について
※基本的に対応

（災害時マニュアル 発災5日目まで） 平成25年4月～

大規模地震対応マニュアル（事務局職員編）

- 1 基本的な対応
 - (1) 事務局の体制
 - (2) 来庁者・避難者への対応
 - (3) 物資、食料の備蓄
 - (4) 緊急通行車両の登録
- 2 状況別対応マニュアル
 - (1) 本会議等開催中
 - (2) 休会・閉会中
 - (3) 時間外・休日

（代表者会議 確認）

平成30年2月～
弾道ミサイル発射による
Jアラート作動への対応
※Jアラートの種類別の対応

（代表者会議 申し合わせ） 平成16年10月～ ※大規模地震対応マニュアル冒頭に記載

大規模地震に関する申し合わせ

- ・県内において震度5弱の地震が発生したとき
 - ・県内において震度5強以上の地震が発生したとき
 - ・県内において震度5弱以上の地震発生後
- ※三重県沿岸に津波警報が発令された場合は震度5弱、
大津波警報が発令された場合は震度5強の地震が発生した場合に準じて原則行動する。

(平成29年12月20日 代表者会議確認)

○南海トラフ地震に関する情報(臨時)及び弾道ミサイル発射によるJアラートへの対応について

三重県議会大規模地震対応マニュアルについて、気象庁による「東海地震に関する情報」の発表が廃止され、新たに「南海トラフ地震に関する情報(臨時)」の発表が行われること、更には弾道ミサイル発射によるJアラート作動時の対応が必要となることから、これらに関係する部分を下表のように運用する。

なお、同マニュアルは、当面(国が新たな防災対応を定め、執行部が地域防災計画等を見直すまで)の間、現行の内容で運用することとする。

【廃止】東海地震に関する情報の対応内容

(平成29年10月31日で終了)※「三重県議会 大規模地震対応マニュアル」より抜粋

	議 員	事務局	執行部 (参考)			
			本会議、委員会等の会議開催中	休会・閉会中	配備体制	参集基準
調査情報 (臨時)	(本会議、委員会等) 原則として、議事を続行 (不在、欠席議員) 最新情報に注意し、平常活動を継続	最新情報に十分注意し、平常活動を継続	各課1名を配置 ※適宜、全議員に情報提供		準備体制	各班の配備計画により参集
注意情報	(本会議) 議長は、ただちに延会を宣告	正副議長は登庁し、議会の対応を総括	全職員参集 ※同上		警戒体制	全職員参集
予知情報 (警戒宣言発令)	(委員会等) 委員長等は、ただちに閉会を宣告 (不在、欠席議員) 不急の外出は見合わせ、自宅等で待機	不急の外出は見合わせ、自宅等で待機	全職員参集 ※同上		非常体制	全職員参集 〔県地震災害警戒本部を設置〕

南海トラフ地震に関する情報(臨時)及び弾道ミサイル発射によるJアラートへの対応(案)

	議 員	事務局	執行部 (参考)			
			本会議、委員会等の会議開催中	休会・閉会中	配備体制	参集基準
南海トラフ地震に関する情報(臨時)の発表 ※東海地震の調査情報に準じた対応	(本会議、委員会等) 原則として、議事を続行 (不在、欠席議員) 最新情報に注意し、平常活動を継続 ※ただし、本会議開催中、議長は、必要に応じて休憩をとり、状況を確認後、議会運営委員会の開催を求め、延会又は続行を決定 委員会等開催中、委員長等は、必要に応じて休憩をとり、状況を確認後、会議を再開して出席委員等に伝えるとともに閉会又は続行を決定	最新情報に十分注意し、平常活動を継続	各課1名を配置 ※適宜、全議員に情報提供		南海トラフ地震準備体制	東海地震準備体制に準じた配備計画により参集 〔2時間後を目途に緊急部長会議を開催〕
弾道ミサイル発射により、県内でJアラート(全国瞬時警報システム)が作動 ※大規模地震発生(震度5弱)に準じた対応	(本会議) 議長は、休憩を宣告するとともに、議場内の全員に安全姿勢をとるよう指示 議長は、議会運営委員会の開催を求め、本会議の延会又は続行を決定(必要に応じて執行部の意見を求める。) (委員会等) 委員長等は、休憩を宣告するとともに、室内の全員に安全姿勢をとるよう指示 委員長等は、会議を再開して出席委員等に状況を伝えるとともに、会議の閉会又は続行を決定(必要に応じて執行部の意見を求める。) (不在、欠席議員) 身を守る行動をとった後、最新情報に十分注意し、平常活動を継続	身を守る行動をとった後、最新情報に十分注意し、平常活動を継続	執行部(防災対策部)と連絡調整が可能な体制 ※適宜、全議員に情報提供			原則として、県内震度5弱の警戒体制に準じた配備計画により参集 〔Jアラート作動をもって三重県危機対策本部を自動設置〕

資料4-4

大規模地震対応マニュアル

令和元年6月平成27年12月

三重県議会

「大規模地震対応マニュアル」について

三重県議会では、東海地震に関する事前の情報（調査情報、注意情報、予知情報）及び東海地震等の大規模地震の発災時に適切に対応できるよう、平成16年10月13日の代表者会議で「大規模地震に関する申し合わせ」を定めた。

その後、「いつ発生してもおかしくない」と言われる東海地震はもとより、30年以内に発生する確率が高いとして切迫度を増している東南海・南海地震、さらにはこれらが同時発生することにより甚大な被害が想定される3連動地震などに対応するため、大規模地震に対する関心と懸念が高まる中で、県当局においても「三重県地域防災計画」を始めとするさまざまな防災対策の見直しや整備が進められていく。さきの東日本大震災で被災した各県議会の対応実例は、今後の大規模地震に対する議会の備えや役割を考えるうえで貴重な教訓となっており、議会運営委員会が宮城・岩手両県議会に現地調査に出向くなとして、参考とすべき数多くの資料を収集した。

県議会では、東日本大震災の発生を契機に、今後の大規模地震に対する議会の備えや役割の参考とするため、宮城・岩手両県議会に現地調査に出向くなどして各県議会の対応実例等を調査したことを踏まえ、三重県議会では、これらの知見に基づき、平成24年3月16日の代表者会議で申し合わせの改正を行うとともに、同申し合わせに基づく「大規模地震対応マニュアル」（本マニュアル）を議長において定めた。

その後、また、県当局において津波警報等にも対応できるよう「三重県地域防災計画」が改正されたことからを受けて、平成27年12月18日の代表者会議で申し合わせの改正を行い、同時に本マニュアルの改正も議長において行った。

さらに、平成30年6月、近年の大規模災害の発生等に鑑み、三重県議会基本条例において議会における大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する規定を整備するとともに、検討会を設置して検討を重ね「大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する三重県議会指針」等を策定した。これらの内容との整合性を図るとともに、国や県当局の当面の防災対応も踏まえ、令和元年、本マニュアルの改訂を行った。

議員各位には、常に本マニュアル又は本マニュアルの同携帯版を携行いただき
され、万一の際には、議会として迅速、的確に対応できるようにしていただきたい。そのために、本マニュアルに基づく防災訓練を年1回程度実施することとする。

なお、本マニュアルは、台風等の風水害による大規模災害発生時にも準用するものとする。

平成27年12月令和元年6月

【ポイント】

- (1) 大規模地震（津波）発生後5日目から72時間経過後最初に到来する午後1時までの初動期の対応に重点を置いて、正副議長及びその他の議員の役割と取るべき行動を記載している。
- (2) 多くの議員が登庁している「本会議等開催中」と、地域での活動を中心となっている「休会・閉会中」に区分して整理し、「本会議等開催中」はさらに「本会議」、「委員会等」などに区分して記載している。
- (3) 安否報告や情報伝達について具体的な方法を記載している。
- (4) 議員と執行部（災害対策本部）との情報伝達は、緊急時を除いて正副議長を経由することとなってしている。
- (5) 災害発生の日から起算して5日目の発災から72時間経過後最初に到来する午後1時に代表者三重県議会災害対策会議を開催（自動招集）し、その後の議会の対応を協議、決定することとなって^{いる}している。
- (6) 本マニュアルは、議員の行動に主眼を置いて整備されており、別に定める事務局職員のマニュアルと合わせて、「議会マニュアル」として活用することとなっ^てしている。

目 次

大規模地震に対する申し合わせ	1
大規模地震・風水害に対する配備体制一覧表	2
1 基本的な対応	
(1) 初動期における議員の役割	3
(2) 安否の報告方法	4
(3) 情報共有、情報伝達	5
2 状況別対応マニュアル	
(1) 本会議等開催中	6
・ <u>南海トラフ地震「臨時情報」発表</u>	
・ <u>東海地震「調査情報」発表</u>	
・ <u>同 「注意情報」発表</u>	
・ <u>同 「予知情報」発表（警戒宣言発令）</u>	
・ 大規模地震発生後（三重県沿岸に津波警報・大津波警報が発令された後）	
(2) 休会・閉会中	10
・ <u>南海トラフ地震「臨時情報」発表</u>	
・ <u>東海地震「調査情報」発表</u>	
・ <u>同 「注意情報」発表</u>	
・ <u>同 「予知情報」発表（警戒宣言発令）</u>	
・ 大規模地震発生後（三重県沿岸に津波警報・大津波警報が発令された後）	
資料・様式	
大規模災害に対する議会の対応事例	12
安否報告書（様式1）	14
情報伝達票（様式2）	15
視察に関する情報提供書（様式3）	16

大規模地震に関する申し合わせ

議員は、下表の区分により、この申し合わせ及び議長が別に定めるマニアルにしたがつて行動する。三重県沿岸に津波警報が発令された場合は、震度5弱、三重県沿岸に大津波警報が発令された場合は、震度5強の地震が発生した場合に準じて原則行動する。(※)

	本会議等開催中	休会・閉会中
「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたとき	(本会議、委員会等) 原則として、議事を続行する。	最新情報に十分注意し、平常活動を継続する。
大規模地震発生直後の可能性	【東海地震注意情報】又は【東海地震予報情報】(警報)が発表されたとき ※ただし、本会議中、議長は必要に応じて休憩を取り、状況を確認後、議会運営委員会の開催を求め、延会又は続行を決定する。 また、委員会等開催中においては必要に応じて休憩を取り、状況を確認後、会議を再開し出席委員等に伝え、閉会又は続行を決定する。	正副議長は登庁し、議会の対応を総括する。 他の議員は、不急の外出は見合わせ、自宅等で待機する。
県内において震度5弱の地震が発生したとき(※)	(本会議) 議長は暫時休憩し、議会運営委員会に諮り、延会又は継続を決定する。 (委員会等) 委員長等は、議事の継続を決定する。 (延会した場合の議員の対応) 正副議長は在庁し、議会の対応を総括する。 他の議員は退庁し、不急の外出は見合わせ、自宅等で待機する。	正副議長は、被害状況等に応じて必要と認める場合には登庁し、議会の対応を総括する。 震度5弱の市町を選挙区に含む議員及び震度や選挙区に関わらず被害のある議員は、マニュアルに定める方法により、速やかに事務局に安否を報告する。
大規模地震発生後	(本会議) 議長は、ただちに延会を宣告する。 (委員会等) 委員長等は、ただちに委員会等を閉会する。 正副議長は在庁し、議会の対応を総括する。 他の議員は退庁し、不急の外出は見合わせ、自宅等で待機する。	正副議長は登庁し、議会の対応を総括する。 他の議員は、不急の外出は見合わせ、自宅等で待機する。 すべての議員は、マニュアルに定める方法により、速やかに事務局に安否を報告する。
県内において震度5弱以上の地震が発生したとき(※)	地震発生の直時から起算しても翌日の午後1時から午後7時までに到来する場合又は震度5弱以上の地震が発生したとき(※)	地殻変動による注意情報又は予知情報専用FAX等により全議員へ提供する。

議会事務局は、東海地震に関する注意情報又は予知情報専用FAX又はFAX等により全議員へ提供する。
原則として電子メール又はFAX等により全議員へ提供する。

大規模地震・風水害に対する配備体制一覧表

地 震	配備基準	体制	設置される機関	参集人員	議会事務局	マニユアルの適用	
						指定職員 (各課1名)	○
東海トラフ地震臨時情報	準 備	二	配備要量	二	配備要量	二	○
東海地震調査情報	警 戒	二	配備要量	二	配備要量	二	○
東海地震注意情報	非 常	地震災害警戒本部	全職員	全職員	全職員	全職員	○
県内に震度4 津波注意報	準 備	一	配備要量	一	配備要量	一	—
県内に震度5強以上 (三重県沿岸に津波警報)	警 戒	災害対策本部	災害対策本部	災害対策本部	災害対策本部	災害対策本部	○
県内に震度5強以上 (三重県沿岸に大津波警報)	非 常	災害対策本部	災害対策本部	災害対策本部	災害対策本部	災害対策本部	○
波浪警報 大雨、洪水、高潮注意報	準 備	一	配備要量	一	配備要量	一	—
暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮警報、風水 害にかかる特別警報	警 戒	災害対策本部	災害対策本部	災害対策本部	災害対策本部	災害対策本部	○(準用)
県内全域にわたつて風水害等が発生又は予想されるときで知事が必要と認めたとき(甚大な被害)	非 常	災害対策本部	災害対策本部	災害対策本部	災害対策本部	災害対策本部	全職員

1 基本的な対応

(1) 初動期における議員の役割

大規模地震（津波）発生後の初動期（発災直後～5日目 72時間経過後最初に到来する午後1時）における議員の役割と対応は、次のとおりとする。

【正副議長】

- ① 議事堂に不在の場合は、速やかに登庁する。
　交通の途絶又は規制により、公共交通機関や自家用車での登庁が困難と考えられる場合は、公用車（緊急通行車両の届出済）により登庁する。
- ② 議員や事務局職員の安否、議事堂の被害状況等について、事務局から報告を受ける。
- ③ 情報の収集、伝達にあたる。
　執行部（災害対策本部）からの情報を議員に伝達するとともに、議員からの情報については、必要に応じて執行部や他の議員に伝達する。
- ④ 代表者三重県議会災害対策会議の開催に向けて、最新の被害状況や執行部の対応状況の把握に努め、議会としての対応策（素案）を検討する。

【その他の議員】

- ① 速やかに電子メール又は「安否報告書」（様式1）等（電子メール、FAXのほか、安否報告書の記載項目を伝達できる同等の手段。以下同じ。）により事務局に安否を報告する。し、連絡体制を常時確保する。
- ② 議会としての対応が決定されるまでの間、原則として各地域において被災状況の調査等、災害対策支援活動にあたる。（同一又は隣接選挙区の議員とも連携する）
- ③ 議員間で共有すべき情報や執行部に伝達すべき情報については、緊急を要する場合を除き、電子メール又は「情報伝達票」（様式2）等（電子メール、FAXのほか、情報伝達票の記載項目を伝達できる同等の手段。以下同じ。）により事務局を経由し、議長に連絡する。（事務局へFAX等）
　ただし、人命に関わる緊急を要する場合にあっては、執行部（災害対策本部）等に対し直接連絡するものとする。
- ④ 常に事務局との連絡手段を確保し、電子メール又は「安否報告書」等により報告した内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局に連絡する。

【代表者三重県議会災害対策会議】

地震（津波）発生の日時から起算して5日目 72時間経過後最初に到来する午後1時から代表者三重県議会災害対策会議を開催（自動招集）し、議会の対応を協議、決定する。

(2) 安否の報告方法

議員は、「県内に震度5強以上（三重県沿岸に大津波警報）」又は「選挙区内の市町に震度5弱（津波警報）」の地震（津波）が発生した場合は、次の順序の方法により、速やかに事務局に安否等を報告する。ただし、被害がある場合は、震度等や選挙区にかかわらず報告する。

① メール

- ・パソコン又は携帯電話から安否等（様式1の項目）を議会事務局
gikaig@pref.mie.lg.jp 又は 議事課公用携帯 gizika1@docomo.ne.jp へ送信する。
- ・事務局からも各議員に電子メールで連絡をするが、可能な限りこれを待つことなく報告する。

①② FAX

- ・「安否報告書」（様式1）を記入し、議会事務局 059-229-1931へ送信する。
- ・議員から電子メールによる連絡がない場合には、事務局からも各議員に「安否報告書」を一斉送信するが、可能な限りこれを待つことなく報告する。

②③ 電 話

- ・安否等（様式1の項目）を議会事務局 059-224-2874へ報告する。
- ・一般電話がかかりにくい場合は、公衆電話（災害時に優先的につながる）を利用する。
- ・正副議長は、災害用携帯電話を利用する。

④ 災害用伝言ダイヤル（大規模災害発生時にNTTが開設）

【議員から報告する場合】

- ・「171」をダイヤルし、音声ガイダンスにしたがって安否等を報告（録音）する。
- ・登録する電話番号は、議員名簿記載の自宅又は事務所の電話番号とする。

【事務局からの連絡事項を確認する場合】

- ・「171」をダイヤルし、音声ガイダンスにしたがって内容を確認（再生）する。
 - ・確認する電話番号は、議会事務局 059-224-2869とする。
- ※ 登録する電話番号は固定電話の番号に限られるが、録音、再生は携帯電話を含め、すべての電話から可能である。

(3) 情報共有、情報伝達

大規模地震（津波）発生時における議員間及び議員と執行部（災害対策本部）との情報伝達については、情報の重複や混乱を避けて迅速な情報共有を図るとともに、執行部（災害対策本部）の災害対策活動にも配慮するため、次のとおり取り扱うこととする。

【防災みえ.jp】

執行部（災害対策本部）が市町等の防災関係機関から収集した被害情報、気象庁等による気象情報など

- ① 各議員が三重県ホームページの「防災みえ.jp」にアクセスする。
<http://www.bosaimie.jp/index.action>
- ② 事務局が同様の情報を「防災情報システム」等から入手し、必要に応じて全議員に電子メール又はFAX等で送信する。

【執行部（災害対策本部）からの情報】

- ① 執行部（災害対策本部）から議員に対して情報提供があった場合は、正副議長で確認のうえ、事務局から全議員に電子メール又はFAX等で送信する。
- ② 事務局が執行部（災害対策本部）から入手した情報については、正副議長で確認のうえ、必要に応じて全議員に電子メール又はFAX等で送信する。

【議員からの情報】

- ① 各地域において災害対策支援活動にあたっている議員から電子メール又は「情報伝達票」（様式2）等により情報提供があった場合は、正副議長で確認のうえ、必要に応じて議員、執行部（災害対策本部）、その他関係機関へ伝達する。
- ② 情報に対する回答や対応があった場合は、正副議長を経由して議員に伝達する。

【国・関係機関等の視察】

- ① 国や関係機関等が被災地の調査等を行う場合、議長は被災地域の選出議員に、電子メール又はFAX等で視察に関する情報提供書（様式3）を送信する。
- ② 被災地域の議員は、視察時までの間、県議会と地元との調整や地元市町の支援に努めるとともに、視察にあたっては、復旧・復興の支障とならないよう配慮しながら、可能な限り同行し、地元の要望等を的確に伝える。

※ 電子メール、FAX等で連絡できない場合は、災害伝言ダイヤルを利用する場合があるので、議員は、1日1回以上確認する。（「171」をダイヤルし、音声ガイダンスにしたがって、議会事務局 059-224-2869の内容を確認する。）

2 状況別対応マニュアル

(1) 本会議等開催中

段階	事項	行動内容
南海トラフ 地震「臨時情報」発表	<p>【情報伝達】</p> <p>① 本会議</p> <p>・議長は、事務局長から「臨時情報」発表が伝えられた場合、速やかに出席議員に伝える。原則として議事は続行する。 ただし、議長は必要に応じて休憩を取り、状況を確認後、議会運営委員会の開催を求め、延会又は続行を決定する。</p> <p>② 委員会等</p> <p>・委員長等は、書記から「臨時情報」発表が伝えられた場合、速やかに出席委員等に伝える。原則として議事は続行する。 ただし、委員長等は必要に応じて休憩を取り、状況を確認後、会議を再開し出席委員等に伝え、閉会又は続行を決定する。</p> <p>③不在、欠席議員</p> <p>・「臨時情報」発表は、事務局から連絡する。 ・最新情報に十分注意しつつ、平常活動を継続する。</p>	
東海地震 「調査情報」発表	<p>【情報伝達】</p> <p>① 本会議</p> <p>・議長は、事務局長から「調査情報」発表が伝えられた場合、速やかに出席議員に伝える。原則として議事は続行する。</p> <p>② 委員会等</p> <p>・委員長等は、書記から「調査情報」発表が伝えられた場合、速やかに出席委員等に伝える。原則として議事は続行する。</p> <p>③不在、欠席議員</p> <p>・「調査情報」発表は、事務局からも連絡される。 ・最新情報に十分注意しつつ、平常活動を継続する。</p>	

段階	事 項	行 動 内 容
「注意情報」発表	<u>【情報伝達】</u> ①本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議長は、事務局長から「注意情報」発表が伝えられた場合、ただちに出席議員に伝えるとともに、延会を宣告する。
	②委員会等	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長等は、書記から「注意情報」発表が伝えられた場合、ただちに出席委員等に伝えるとともに、閉会を宣告する。
	③不在、欠席議員	<ul style="list-style-type: none"> ・「注意情報」発表は、事務局からも連絡される。
	<u>【延会後の対応】</u> ①正副議長	<ul style="list-style-type: none"> ・正副議長は在席し、議会の対応を総括する。議事堂に不在の場合は、速やかに登場する。
	②その他の議員	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の議員は、できる限り速やかに退場し、自宅等で待機する。
	③不在、欠席議員	<ul style="list-style-type: none"> ・登場していない議員は、外出中の場合は速やかに自宅等に戻り待機する。
「予知情報」発表(警戒宣言発令)	<u>【情報の伝達】</u> ①本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議長は、事務局長から「予知情報」発表が伝えられた場合、ただちに出席議員に伝えるとともに、延会を宣告する。
	②委員会等	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長等は、書記から「予知情報」発表が伝えられた場合、ただちに出席委員等に伝えるとともに、閉会を宣告する。
	③不在、欠席議員	<ul style="list-style-type: none"> ・「予知情報」発表は、事務局からも連絡される。
	<u>【延会後の対応】</u> ①正副議長	<ul style="list-style-type: none"> ・正副議長は在席し、議会の対応を総括する。議事堂に不在の場合は、速やかに登場する。
	②その他の議員	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の議員は、できる限り速やかに退場する。
	③不在、欠席議員	<ul style="list-style-type: none"> ・登場していない議員は、外出中の場合は速やかに自宅等に戻り待機する。

段階	事項	行動内容
大規模地震発生後 (三重県沿岸に津波警報又は大津波警報が発令された後)	【会議開催中の対応】 ①本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議長は、「緊急地震速報」の報知音が放送された場合、又は激しい震動により議事の継続が困難と判断した場合は、休憩を宣告するとともに、議場内の全員に安全姿勢をとるよう指示する。(震度等が分かり次第、事務局長から報告される。) <p>《震度5強以上(三重県沿岸に大津波警報)の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議長は、本会議を再開して出席議員に伝えるとともに、ただちに延会を宣告する。し、安全確保を呼びかける。 <p>《震度5弱(三重県沿岸に津波警報)の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議長は、ただちに議会運営委員会の開催を求め、本会議の延会又は続行を決定する。(必要に応じて執行部の意見を求める。) ・議長は、本会議を再開して出席議員に伝えるとともに、延会又は議事の継続を宣言する。
	②委員会等	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長等は、「緊急地震速報」の報知音が放送された場合、又は激しい震動により議事の継続が困難と判断した場合は、休憩を宣告するとともに、室内の全員に安全姿勢をとるよう指示する。(震度等が分かり次第、書記から報告される。) <p>《震度5強以上(三重県沿岸に大津波警報)の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員長等は、会議を再開して出席委員等に伝えるとともに、ただちに閉会を宣言する。し、安全確保を呼びかける。 <p>《震度5弱(三重県沿岸に津波警報)の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員長等は、会議を再開して出席委員等に伝えるとともに、会議の閉会又は続行を決定する。(必要に応じて執行部の意見を求める。)
3時間以内	【安否確認、情報伝達】 ①正副議長	<p>《震度5強以上(三重県沿岸に大津波警報)又は震度5弱(三重県沿岸に津波警報)で延会となった場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正副議長は在庁し、議会の対応を総括する。議事堂に不在の場合は、速やかに登庁する。 ・議員や事務局職員の安否、議事堂の被害状況等について、事務局から報告を受ける。
	②その他の議員	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の議員は、事務局による安否確認及び情報伝達を受けた後、できる限り速やかに退庁する。 <p>帰宅後は、速やかに電子メール又は「安否報告書」等により事務局に安否(家族、家屋等)を報告する。</p>

段階	事項	行動内容
<u>5日発災後 72時間以内</u>	<p>③不在、欠席議員</p> <p>【災害対策活動】</p> <p>① 正副議長</p> <p>②その他の議員</p> <p>④代表者三重県議会災害対策会議</p>	<ul style="list-style-type: none"> 登庁していない議員は、外出中の場合は速やかに自宅等に戻り待機する。 速やかに電子メール又は「安否報告書」等により事務局に安否を報告するとともに、情報伝達を受ける。 <ul style="list-style-type: none"> 正副議長は在庁し、情報の収集、整理、分析にあたる。 執行部からの情報を議員に伝達するとともに、議員から提供された情報については、必要に応じて執行部や他の議員に伝達する。 代表者三重県議会災害対策会議の開催に向けて、常に最新の被害状況や執行部の対応状況の把握に努め、議会としての対応策(素案)を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> その他の議員は、議会としての対応が決定されるまでの間、原則として各地域において被災状況の調査等、災害対策支援活動にあたる。 地域機関や各市町の災害対策本部で情報収集を行う場合は、職員等の災害対策活動の支障とならないよう配慮する。 議員で共有すべき情報や執行部に伝達すべき情報については、電子メール又は「情報伝達票」等により事務局を経由し、議長に連絡する。(緊急を要する場合を除き、執行部への情報伝達は議長を経由するものとする。) <p>ただし、人命に関わる緊急を要する場合にあっては、執行部(災害対策本部)等に対し直接連絡するものとする。</p> 常に事務局との連絡手段を確保し、電子メール又は「安否報告書」等により報告した内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局に連絡する。
<u>5日目発災 後72時間 経過後の最 初に到来す る午後1時</u>	【代表者三重県議会災害対策会議】	<ul style="list-style-type: none"> 地震(津波)発生の日時から起算して5日目の72時間経過後の最初に到来する午後1時から代表者三重県議会災害対策会議を開催(自動招集)し、議会の対応を協議、決定する。 議長が開催する必要がないと認める場合、又は開催日時や場所を変更する場合は、その旨、関係者に通知する。 <p>※ 以降の対応は、代表者三重県議会災害対策会議の決定に従うものとする。</p>

(2) 休会・閉会中

段階	事 項	行 動 内 容
南海トラフ 地震 <u>「臨時情報」 発表</u>	<u>【情報伝達と対応】</u> ①情報伝達 ②すべての議員	<ul style="list-style-type: none"> 「臨時情報」の発表は、事務局から連絡する。 議員は、最新情報に十分注意しつつ、平常活動を継続する。
東海地震 <u>「調査情報」 発表</u>	<u>【情報伝達と対応】</u> ①情報伝達 ②すべての議員	<ul style="list-style-type: none"> 「調査情報」の発表は、事務局からも連絡される。 議員は、最新情報に十分注意しつつ、平常活動を継続する。
<u>「注意情報」 発表</u>	<u>【情報伝達と対応】</u> ①情報伝達 ②正副議長 ③その他の議員	<ul style="list-style-type: none"> 「注意情報」発表は、事務局からも連絡される。 正副議長は速やかに登庁し、議会の対応を総括する。 その他の議員は、外出中の場合は速やかに自宅等に戻り待機する。
<u>「予知情報」 発表(警戒宣 言発令)</u>	<u>【情報伝達と対応】</u> ①情報伝達 ②正副議長 ③その他の議員	<ul style="list-style-type: none"> 「予知情報」発表は、事務局からも連絡される。 正副議長は速やかに登庁し、議会の対応を総括する。 その他の議員は、外出中の場合は速やかに自宅等に戻り待機する。
大規模地震 発生後 (三重県沿 岸に津波警 報又は大津 波警報が發 令された後)	<u>【安否報告、情報伝達】</u> ①正副議長 ②その他の議員	<p>《震度5弱（三重県沿岸に津波警報）の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> 正副議長は、被害状況等に応じて必要と認める場合は速やかに登庁し、議会の対応を総括する。 議員や事務局職員の安否、議事堂の被害状況等について、事務局から報告を受ける。 震度5弱（津波警報）の市町を選挙区に含む議員及び震度等や選挙区に関わらず被害のある議員は、速やかに電子メール又は「安否報告書」等により事務局に安否を報告するとともに、情報伝達を受ける。

段階	事項	行動内容
3時間以内	①正副議長 ②その他の議員	<p>《震度5強以上（三重県沿岸に大津波警報）の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> 正副議長は、速やかに登庁し、議会の対応を総括する。 議員や事務局職員の安否、議事堂の被害状況等について、事務局から報告を受ける。 <p>・すべての議員は、速やかに電子メール又は「安否報告書」等により事務局に安否を報告するとともに、情報伝達を受ける。</p>
5日発災後 72時間以内	【災害対策活動】 ①正副議長 ②その他の議員	<p>・正副議長は在庁し、情報の収集、整理、分析にあたる。</p> <p>・執行部からの情報を議員に伝達するとともに、議員から提供された情報については、必要に応じて執行部や他の議員に伝達する。</p> <p>・<u>代表者三重県議会災害対策会議</u>の開催に向けて、常に最新の被害状況や執行部の対応状況の把握に努め、議会としての対応策(素案)を検討する。</p> <p>・その他の議員は、議会としての対応が決定されるまでの間、原則として各地域において被災状況の調査等、災害対策支援活動にあたる。</p> <p>・議員で共有すべき情報や執行部に伝達すべき情報については、電子メール又は「情報伝達票」等により事務局に連絡する。 <u>（緊急を要する場合を除き、執行部への情報伝達は議長を経由するものとする。）</u></p> <p><u>なお、人命に関わる緊急を要する場合にあっては、執行部（災害対策本部）等に直接連絡するものとする。</u></p> <p>・常に事務局との連絡手段を確保し、電子メール又は「安否報告書」等により報告した内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局に連絡する。</p>
5日発災後 72時間経過後最初に 到来する午後1時以内	【代表者三重県議会災害対策会議】	<p>・地震（津波）発生の日時から起算して5日目の72時間経過後最初に到来する午後1時から<u>代表者三重県議会災害対策会議</u>を開催（自動招集）し、議会の対応を協議、決定する。</p> <p>・議長が開催する必要がないと認める場合又は開催日時や場所を変更する場合は、その旨、関係者に通知する。</p> <p>※ 以降の対応は、<u>代表者三重県議会災害対策会議</u>の決定に従うものとする。</p>

資料・様式

大規模災害に対する議会の対応事例

【兵庫県議会】

- H 7. 1. 17 阪神・淡路大震災
1. 18 各会派代表者会議
· 被災状況の把握
· 災害対策特別委員会の設置決定
· 各会派から知事への申し入れ
1. 25 全常任委員会
1. 29 臨時会

【愛知県議会】

- H 12. 9. 11 東海豪雨
9. 14 議会運営委員会
· 被災状況の把握（執行部から）
9. 22 団長会議
9. 19 本会議（9月定例会開会日）
· 復興への決意表明
9. 27 本会議
· 災害関連議案の可決
9. 28 県議会災害調査団の派遣
· 3班体制、38名
- H 20. 8. 26 平成20年8月末豪雨
9. 9 団長会議
· 被災状況の聴き取り
9. 12 議会運営委員会
· 被災状況の聴き取り
9. 17 建設委員会による現地調査
9. 18 本会議（定例会開会日）
· 復興への決意表明
10. 10 本会議（閉会日）
· 災害関連予算の可決
· 意見書案の可決

【宮城県議会】

- H 23. 3. 11 東日本大震災
〃 本会議（発災 20 分後に議場外で開催）
・「会議を開催できる時まで」会期延長
3. 15 本会議（閉会日）
・大震災対策調査特別委員会の設置
・決議案の可決
3. 17 知事に対する緊急要望
〃 国に対する緊急要請（3県議会議長合同）
3. 25 教育委員会に対する人事異動凍結の申し入れ
3. 29 特別委員会
・被災状況、対策の聴き取り
4. 1 政府調査団の派遣要請
4. 11 特別委員会
・復興基本方針の調査
4. 14～ 特別委員会による現地調査
・5日間、延べ 112 名

【三重県議会】

- H 16. 9. 29 台風 21 号と秋雨前線による豪雨
10. 6 防災生活振興常任委員会による現地調査
10. 14 全員協議会
・被災者への緊急支援策
10. 19 県土整備企業常任委員会による現地調査
11. 1 臨時会
・災害対策予算の可決
- H 23. 9. 2 台風 12 号
9. 7 県土整備企業常任委員会による現地調査（1泊 2 日）
9. 12 知事への申し入れ
9. 14 全員協議会
9. 27 本会議
・意見書案の可決
10. 24 本会議（休会予定日に開催）
・災害関連予算の可決

安否報告書

議員名	議員 (本人以外が記入の場合 お名前 : 続柄)
安否	<input type="checkbox"/> 無事 <input type="checkbox"/> 被害あり (人的、物的被害について具体的に記入)
現在の居所	<input type="checkbox"/> 自宅又は事務所 <input type="checkbox"/> その他 (所在地、名称等を具体的に記入)
連絡方法 (可能なものすべてにチェック)	<p>・メール <input type="checkbox"/>パソコン (アドレス :) <input type="checkbox"/>携帯電話 (アドレス :)</p> <p>・FAX <input type="checkbox"/>自宅又は事務所 <input type="checkbox"/>その他 (番号 :)</p> <p>・電話 <input type="checkbox"/>自宅又は事務所 <input type="checkbox"/>その他 (番号 :) <input type="checkbox"/>携帯電話 (番号 :)</p> <p><input type="checkbox"/>災害用伝言ダイアル (登録電話番号 :)</p> <p><input type="checkbox"/>その他 (具体的に記入)</p>
特記事項	

三重県議会議長様

情報伝達票

発信者	議員	区分	<input type="checkbox"/> 要請・要望 <input type="checkbox"/> 連絡 <input type="checkbox"/> 情報提供
発信日時	月 日 時 分		
発信元	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他(名称、電話番号等を記入)		
内 容	【いつ、どこで、誰が、なぜ、何を、どのように】		

(事務局 記入欄)

受信日時	月 日 時 分	伝達日時	月 日 時 分
伝達先	<input type="checkbox"/> 正副議長 <input type="checkbox"/> 全議員 <input type="checkbox"/> 執行部(災害対策本部) <input type="checkbox"/> その他()		
処理結果等			

(様式3)

○○議員様

三重県議会議長

視察に関する情報提供書

<u>視察者</u>	<u>組織・団体名（個人の場合は名前）</u> <u>代表者（団体の場合）</u>
<u>視察日時</u>	月 日 () 時 分～ 時 分
<u>視察先</u>	<u>1</u> <u>2</u> <u>3</u>
<u>視察概要</u>	
<u>議員への 依頼事項</u>	
<u>その他</u>	
<u>事務局担当者</u>	<u>所属：</u> <u>名前：</u> <u>mail：</u> <u>FAX：</u> <u>電話：</u>

資料4-5

大規模地震対応マニュアル

(事務局職員編)

令和元年6月平成27年12月

三重県議会

「大規模地震対応マニュアル（事務局職員編）」について

本編は、非常時における議員の役割と取るべき行動を定めた「大規模地震対応マニュアル」がより効果的、効率的に運用されるよう、議員活動をサポートする事務局職員の視点に立って、その行動内容及び平時から備えておくべき事項等について整理したものである。

なお、本マニュアルは、県内全域にわたって風水害等が発生又は予想されるときで知事が必要と認めたとき（甚大な被害）にも準用するものとする。

このマニュアルに基づく事務局職員の研修及び防災訓練を年1回程度実施するものとする。

目 次

1 基本的な対応

(1) 事務局の体制	1
(2) 来庁者、避難者への対応	2
(3) 物資、食糧の備蓄	3
(4) 緊急通行車両の登録	4

2 状況別対応マニュアル

(1) 本会議等開催中	5
・ <u>南海トラフ地震「臨時情報」発表</u>	
・ <u>東海地震「調査情報」発表</u>	
・ <u>同 「注意情報」発表</u>	
・ <u>同 「予知情報」発表（警戒宣言発令）</u>	
・大規模地震発生後（三重県沿岸に津波警報・大津波警報が発令された後）	
(2) 休会・閉会中	12
・ <u>南海トラフ地震「臨時情報」発表</u>	
・ <u>東海地震「調査情報」発表</u>	
・ <u>同 「注意情報」発表</u>	
・ <u>同 「予知情報」発表（警戒宣言発令）</u>	
・大規模地震発生後（三重県沿岸に津波警報・大津波警報が発令された後）	

(3) 時間外・休日 ······ 18

- 南海トラフ地震「臨時情報」発表
- 東海地震「調査情報」発表
- 同 「注意情報」発表
- 同 「予知情報」発表（警戒宣言発令）
- 大規模地震発生後（三重県沿岸に津波警報・大津波警報が発令された後）

資料 ······ 22

県庁付近の避難所・一時避難所（資料1）
非常用 備蓄物資・食糧一覧表（資料2）

1 基本的な対応

(1) 事務局の体制

① 班編成及び担当業務

マニュアルが適用される事態が発生した場合の事務局の体制は、下表のとおりとする。ただし、班編成及び各班の担当業務は、状況により臨機応変に対応する。

	班 員	主な担当業務
総 括	局長、次長	・事務局の総括
総務班	総務課職員 (班長：総務課長)	・正副議長への連絡、情報伝達 ・職員への連絡、情報伝達 ・災害対策本部からの情報収集 ・防災物品の準備 ・ <u>代表者三重県議会災害対策会議の準備</u>
議員対応班	議事課職員 (班長：議事課長)	・開催中の本会議、委員会等の対応 ・議員（正副を除く）への連絡、情報伝達 ・議員からの情報の収集、整理
安全確保班	企画法務課職員 (班長：企画法務課長)	・傍聴者、来庁者への対応 ・議事堂内の安全点検、応急措置 ・避難住民への対応
時間外・休日 (全員参集を除く)	指定職員（各課1名）	・上記の業務のうち、優先度の高い業務 (必要に応じて各班長の指示を受ける)

② 災害対策本部への派遣

【災害対策統括部】

- ・災害レベル2以上で災害対策統括部から要請がある場合、又は議会事務局が必要と認める場合には、災害対策本部との情報交換、連絡調整のため、統括部総務広報隊に職員1名を常駐させる。

レベル1 =被害がないか、軽微な被害で、基本的に市町で対応可能

レベル2 =県及び県内市町で応援可能

レベル3 =隣接府県からの応援が必要

レベル4 =全国的な応援が必要

- ・派遣職員は、年度当初に総務課の中から選定し、防災対策部の実施する図上訓練等にも参加する。

【緊急派遣チーム】

- ・ 大規模災害発生時の市町への支援のため、「災害対策本部緊急派遣チーム活動実施要領」に基づく派遣職員2名を登録する。
- ・ 派遣職員は、防災対策部からの要請により企画法務課、議事課の中から選定する。

③ 時間外・休日の体制

【指定職員が参集】

- ・ 指定職員は、「東海地震調査情報」「県内に震度5弱」が発生した場合又は「南海トラフ地震臨時情報」「三重県沿岸に津波警報」が発表された場合、のいずれかが発表・発生した場合、速やかに事務局へ参集すること。
(「東海地震調査情報」の発表は防災対策課から「携帯電話一斉メール」により連絡されるが、「県内に震度5弱」「三重県沿岸に津波警報」これらの発表は防災対策課から「携帯電話一斉メール」により連絡されないため、「防災みえ.jp」のメール配信サービスの利用など平時から迅速な情報入手を図っておくこと。)
- ・ 指定職員は各課1名とし、予備も含めて毎年度4月1日に登録する。
- ・ 指定職員以外の職員は、その後の情報に注意するとともに、常に連絡が取れるよう留意する。

【全職員が参集】

- ・ 全職員は、「東海地震注意情報」「東海地震予知情報」「県内に震度5強以上」が発生した場合又は「三重県沿岸に大津波警報」が発表された場合、のいずれかが発表・発生した場合、速やかに事務局へ参集すること。
- ・ 防災対策課から「携帯電話一斉メール」により連絡されるが、自動参集であり、連絡を待つことなく参集すること。
- ・ 総務課長は、職員の参集状況に応じて、必要があれば、暫定的な班体制を決定する。
- ・ 参集できない職員、やむを得ず最寄りの県機関へ参集した職員は、速やかに事務局へ報告すること。
- ・ 各班は、参集していない班員（連絡のあった者を除く）の安否確認を行い、総務班に連絡する。

(2) 来庁者、避難者への対応

「東海地震注意情報」「東海地震予知情報」「県内に震度5強以上」が発

生した場合、「三重県沿岸に大津波警報」が発表された場合、のいづれかが発表・発生した場合、又は「県内に震度5弱」の発生、「三重県沿岸に津波警報」の発表に伴い、いづれかが発生し、本会議や委員会等が延会（閉会）となった場合は、来庁者等の安全確保のため、次のとおり対応するものとする。

① 傍聴者の誘導

- ・ 本会議が延会となった場合は、ただちに安全確保班（傍聴受付）は傍聴者を誘導し、議事堂から退出するよう求める。
- ・ 委員会等（議会が開催するすべての会議）が閉会となった場合は、担当書記はただちに傍聴者を誘導し、議事堂から退出するよう求める。

② 来庁者の確認、誘導

- ・ 安全確保班は議事堂内を巡回し、来庁者があれば情報を伝えるとともに、ただちに議事堂から退出するよう求める。

③ 一時待機

- ・ 大規模地震発生後であって来庁者の議事堂からの安全な退出に不安がある場合又は「東海地震予知情報」が発表され警戒宣言が発令されたために公共交通機関等による帰宅が困難である場合は、エントランスホールを一時待機場所とする。一時待機中は、展示ホールのテレビをつけるほか、隨時、事務局からも必要な情報提供を行う。

④ 一時保護

- ・ 議事堂に近隣住民が避難してきた場合は、エントランスホールに誘導するとともに、被害状況、緊急対策、交通状況等の情報を提供する。
- ・ 可能であれば、避難場所又は一時避難場所への移動をお願いする。
(県庁付近の指定場所は資料1のとおり)

(3) 物資、食糧の備蓄

大規模地震発生等の非常時に備えて、議会事務局において独自に非常用物資や非常食の備蓄を行うものとする。（備蓄物資等は資料2のとおり）

① 非常用物資

- ・ 発災直後の安全確認、応急処置、情報収集等に必要な物品や資材を準備し、すぐに取り出せる場所に保管しておく。

- ・ 非常用物資は、常に必要数を確保し良好な状態で使用できるよう、毎年度当初に数量や状態を点検、確認する。

② 非常食

- ・ 1人1日あたり「保存食 1,000 kcal、保存水 2ℓ」として、40人×2日分を常時備蓄する。（防災対策部では、正規職員 2,500 人分の保存食と保存水を 3 日分備蓄しているが、1 日 2 食の計算であり十分とは言えない。）
- ・ 購入費用は、当分の間、議会事務局親睦会の負担とする。予算によるよう検討する。
（H17 年度以降、購入する際には会員の了解を得ている。）

(4) 緊急通行車両の登録

「大規模地震に関する申し合わせ」(H27.12.18 代表者会議一部改正)に基づき正副議長が登庁する場合において、公共交通機関の途絶や道路交通規制等により登庁が困難である場合には、公用車を差し向けるものとする。

① 正副議長の車両については、津警察署交通課に「緊急通行車両等事前届出書」を提出し、「届出済証」の交付を受けているので、この「届出済証」は、車両の変更や廃止がない限り有効であり、該当車両の車内に保管するものとする。

② その他の緊急通行車両が必要となった場合には、「届出済証」を警察本部交通規制課又は津警察署交通課に提出し、「緊急輸送車両確認証明書」及び「緊急通行車両標章」の交付を受ける。

この「標章」を掲示することにより、公安委員会が道路交通制限を行う道路も通行可能となる。

2 状況別対応マニュアル

(1) 本会議等開催中

段階	事 項	行 動 内 容
南海トラフ 地震「臨時情報」発表	<u>【総務班】</u> ①情報伝達 ②正副議長への連絡 <u>【議員対応班】</u> ①本会議 ②委員会等 ③その他の議員への連絡 <u>【安全確保班】</u> ①傍聴受付 ②議会図書室 ③議事堂内の巡視	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局全職員、議会受付、マンドルーラに「臨時情報」発表を伝える。 ・テレビをつけるなど、その後の情報発表に注意しつつ、通常業務を行う。 ・議事堂に不在の場合は、電子メール又は電話等で「臨時情報」発表を伝える。 ・事務局連絡員は、議場内職員に「臨時情報」発表を伝える。 ・事務局長は、議長に伝え、議場内への周知を進言する。原則として議事は続行する。 ・書記は、委員長等に「臨時情報」発表を伝え、在室している者全員への周知を進言する。原則として議事は続行する。 ・登庁している議員には直接に「臨時情報」発表を伝える。 ・議事堂に不在の議員には電子メール又は電話等で「臨時情報」発表を伝えるとともに、現在地や今後の行動予定を確認する。 ・傍聴受付の担当者は、掲示等により「臨時情報」発表を傍聴希望者に伝える。(傍聴席へは議長発言により伝えられる。) ・図書室職員は、「臨時情報」発表を利用者に伝える。 ・議事堂内を巡視し、来庁者に「臨時情報」発表を伝える。
東海地震 「調査情報」発表	<u>【総務班】</u> ①情報伝達 ②正副議長への連絡 <u>【議員対応班】</u> ①本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局全職員、議会受付、マンドルーラに「調査情報」発表を伝える。 ・テレビをつけるなど、その後の情報発表に注意しつつ、通常業務を行う。 ・議事堂に不在の場合は、電話等で「調査情報」発表を伝える。 ・事務局連絡員は、議場内職員に「調査情報」発表を伝える。 ・事務局長は、議長に伝え、議場内への周知を進言する。原則として議事は続行する。

段階	事 項	行 動 内 容
	<u>②委員会等</u> <u>③その他の議員への連絡</u>	<ul style="list-style-type: none"> 書記は、委員長等に「調査情報」発表を伝え、在室している者全員への周知を進言する。原則として議事は続行する。 登庁している議員には直接に「調査情報」発表を伝える。 議事堂に不在の議員には電話等で「調査情報」発表を伝えるとともに、現在地や今後の行動予定を確認する。
	【安全確保班】 <u>①傍聴受付</u> <u>②議会図書室</u> <u>③議事堂内の巡視</u>	<ul style="list-style-type: none"> 傍聴受付の担当者は、掲示等により「調査情報」発表を傍聴希望者に伝える。(傍聴席へは議長発言により伝えられる。) 図書室職員は、「調査情報」発表を利用者に伝える。 議事堂内を巡視し、来庁者に「調査情報」発表を伝える。
「注意情報」 発表	【総務班】 <u>①情報伝達</u> <u>②正副議長への連絡</u> <u>③防災物品の準備</u>	<ul style="list-style-type: none"> 事務局全職員、議会受付、マンドルーラに「注意情報」発表を伝える。(マンドルーラは速やかに閉店する。) 防災情報システム等から情報を入手し、全職員に伝える。 テレビをつけるなど、その後の情報発表に注意する。 <ul style="list-style-type: none"> 議事堂に不在の場合は、電話等で「注意情報」発表を伝え、速やかに登庁を求める。 <ul style="list-style-type: none"> 保管物資(ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、軍手、長靴、救急箱等)及び備蓄食糧を事務局会議室内に準備する。
	【議員対応班】 <u>①本会議</u> <u>②委員会等</u> <u>③その他の議員への連絡</u>	<ul style="list-style-type: none"> 事務局連絡員は、議場内職員に「注意情報」発表を伝える。 事務局長は、ただちに議長に伝え、議場内への周知及び延会を進言する。 <ul style="list-style-type: none"> 書記は、ただちに委員長等に「注意情報」発表を伝え、在室している者全員への周知及び閉会を進言する。 閉会宣告後、傍聴者にはただちに議事堂から退出するよう求めれる。 <ul style="list-style-type: none"> 登庁している議員には直接「注意情報」発表を伝えるとともに、速やかに退庁し、自宅等で待機するよう求めれる。 議事堂に不在の議員には電話等で「注意情報」発表を伝えるとともに、自宅等で待機するよう求めれる。 傍聴受付の担当者は、延会宣告後、傍聴者を誘導し、ただちに議事堂から退出するよう求めれる。
	【安全確保班】 <u>①傍聴受付</u>	

段階	事 項	行 動 内 容
	<u>②議会図書室</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・図書室職員は、利用者に「注意情報」発表を伝えるとともに、ただちに議事堂から退出するよう求める。(図書室は閉館する。)
	<u>③議事堂内の巡視</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・議事堂内を巡視し、来庁者に「注意情報」発表を伝えるとともに、ただちに議事堂から退出するよう求める。
	<u>④安全対策</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・乗降者のいないうことを確認したうえで、すべてのエレベーターを停止するとともに、正面玄関の自動ドアを開放する。 ・避難経路を確認し、支障となる物品等があれば撤去する。 ・落下の恐れのある物品を床に降ろすとともに、ロッカーの扉をガムテープ等で固定する。 ・火元の安全を確認する。
<u>「予知情報」発表(警戒宣言発令)</u>	<u>【総務班】</u>	
	<u>①情報伝達</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局全職員、議会受付、マンドルーラに「予知情報」発表を伝える。(マンドルーラは速やかに閉店する。) ・防災情報システム等から情報を入手し、全職員に伝える。 ・テレビをつけるなど、その後の情報発表に注意する。
	<u>②正副議長への連絡</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・議事堂に不在の場合は、「予知情報」発表を伝え、速やかに登庁を求める。
	<u>③防災物品の準備</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・保管物資(ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、軍手、長靴、救急箱等)及び備蓄食糧を事務局会議室内に準備する。
	<u>【議員対応班】</u>	
	<u>①本会議</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局連絡員は、議場内職員に「予知情報」発表を伝える。 ・事務局長は、ただちに議長に伝え、議場内への周知及び延会を進言する。
	<u>②委員会等</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・書記は、ただちに委員長等に「予知情報」発表を伝え、在室している者全員への周知及び閉会を進言する。 ・閉会宣告後、傍聴者にはただちに議事堂から退出するよう求める。
	<u>③その他の議員への連絡</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・登庁している議員には直接「予知情報」発表を伝えるとともに、速やかに退庁し、自宅等で待機するよう求める。 ・議事堂に不在の議員には電話等で「予知情報」発表を伝えるとともに、自宅等で待機するよう求める。
	<u>【安全確保班】</u>	
	<u>①傍聴受付</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴受付の担当者は、延会宣告後、傍聴者を誘導し、ただちに議事堂から退出するよう求める。

段階	事項	行動内容
	<p><u>②議会図書室</u></p> <p><u>③議事堂内の巡視</u></p> <p><u>④安全対策</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・図書室職員は、利用者に「予知情報」発表を伝えるとともに、ただちに議事堂から退出するよう求める。(図書室は閉館する。) ・議事堂内を巡視し、来序者に「予知情報」発表を伝えるとともに、ただちに議事堂から退出するよう求める。 ・乗降者のいないことを確認したうえで、すべてのエレベーターを停止するとともに、正面玄関の自動ドアを開放する。 ・避難経路を確認し、支障となる物品等があれば撤去する。 ・落下の恐れのある物品を床に降ろすとともに、ロッカーの扉をガムテープ等で固定する。 ・火元の安全を確認する。
<p>大規模地震 発生直後 (震度5弱以上) (三重県沿岸に津波警報又は大津波警報発令直後)</p>	<p>【総務班】</p> <p>①震度確認と情報伝達</p> <p>②職員等の安否確認</p> <p>③情報の収集と伝達</p> <p>④正副議長への連絡</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「緊急地震速報」の報知音が放送された場合、又は激しい震動を感じた場合は、全職員に安全姿勢をとるよう指示する。 ・震動が収まり次第、テレビや津地方気象台HP等で県内の震度を確認する。(震度3以上の場合は1分半で地域別、5分程度で市町別の震度が発表される。) ・震度5弱(三重県沿岸に津波警報)以上の場合は事務局全職員、議会受付、マンドルーラに伝える。 ・事務局全職員、議会受付、マンドルーラの安否確認を行う。出張や休暇中の職員は、事務局へ安否を報告する。(総務班からも連絡する。) ・防災情報システム等から被害状況等の情報を収集し、全職員に伝達する。 ・テレビをつけるなど、その後の情報発表に注意する。 <p>【震度5強以上(三重県沿岸に大津波警報)の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正副議長が不在の場合は、速やかに登庁を求める。 <p>【震度5弱(三重県沿岸に津波警報)の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正副議長が不在の場合は、必要に応じて登庁を求める。 <p>※公共交通機関の途絶や交通規制により登庁が困難な場合は、「緊急通行車両標章」を掲示した公用車を使用する。</p>
	<p>【議員対応班】</p> <p>①本会議</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「緊急地震速報」の報知音が放送された場合、又は激しい震動により議事の継続が困難と判断された場合は、休憩が宣告されるとともに、議場内の全員に安全姿勢をとるよう指示される。 ・事務局連絡員は、震度(波高)が判明次第、議場内職員に伝える。 ・局長は議長に伝え、次の措置を進言する。

段階	事 項	行 動 内 容
	<p>②委員会等</p>	<p>【震度5強以上（三重県沿岸に大津波警報）の場合】 • 本会議を再開し、ただちに延会を宣告するし、安全確保を呼びかける。</p> <p>【震度5弱（三重県沿岸に津波警報）の場合】 • 議会運営委員会開催後、本会議を再開し、延会又は続行を宣告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「緊急地震速報」の報知音が放送された場合、又は激しい震動により議事の継続が困難と判断された場合は、休憩が宣告されるとともに、室内の全員に安全姿勢をとるよう指示される。 書記は、震度（波高）が判明次第、委員長等に伝える。 <p>【震度5強以上（三重県沿岸に大津波警報）の場合】 • ただちに、会議の閉会が宣告されるし、安全確保を呼びかける。</p> <ul style="list-style-type: none"> 閉会宣言後、傍聴者にはただちに議事堂から退出するよう求める。 <p>【震度5弱（三重県沿岸に津波警報）の場合】 • 委員長等の判断により、会議の閉会又は続行が宣告される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 閉会宣言がされた場合は、傍聴者にはただちに議事堂から退出するよう求める。
<p>3時間以内 (延会等になった場合)</p>	<p>【安全確保班】 ①傍聴受付</p> <p>②議会図書室</p> <p>③議事堂内の巡視</p> <p>④エントランスホール での一時待機</p> <p>【総務班】 ①情報収集</p>	<ul style="list-style-type: none"> 傍聴受付の担当者は、傍聴者の安否を確認するとともに、延会宣言後、傍聴者を誘導し、ただちに議事堂から退出するよう求める。 図書室職員は、利用者の安否を確認するとともに、ただちに議事堂から退出するよう求める。（図書室は閉館する。） 議事堂内を巡視し、来庁者の安否を確認するとともに、ただちに議事堂から退出するよう求める。 来庁者の議事堂からの退出に不安がある場合は、エントランスホールを一時待機場所とする。 一時待機中は、展示ホールのテレビをつけるほか、隨時、事務局からも情報提供を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 「防災情報システム」等から情報を入手するとともに、直接、災害対策本部（執行部）からも対応状況や被害状況等に関する情報を収集する。

段階	事項	行動内容
<u>5日発災後 72時間以内</u>	②正副議長への報告	<ul style="list-style-type: none"> 正副議長に、その時点での議員や職員の安否、被害状況等の情報を報告する。
	③防災物品の準備	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、保管物資（ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、軍手、長靴、救急箱等）及び備蓄食糧を事務局会議室内に準備する。
	【議員対応班】	
	①「安否報告書」の送信	<ul style="list-style-type: none"> 震度5強以上（三重県沿岸に大津波警報）の場合は全議員に、震度5弱（三重県沿岸に津波警報）の場合は該当市町を選挙区とする議員に<u>電子メール又は「安否報告書」をFAXする</u>等により、安否を確認して取りまとめる。
	②安否確認と情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> 登庁している議員には、その時点での情報を伝達するとともに、<u>速やかに安全を確保した上で退庁し、帰宅後、電子メール又は「安否報告書」</u>等により人的、物的被害の有無を報告するよう求める。 登庁していない議員には、マニュアルに従って、<u>電子メールFAX又は電話等</u>により安否確認を行うとともに、その時点での情報を伝達する。 議事堂内の被害状況を確認し、危険箇所があれば应急の安全対策を行う。
	【安全確保班】	
	①被害状況調査	<ul style="list-style-type: none"> 議事堂に住民が避難してきた場合は、エントランスホールに誘導するとともに、被害状況、緊急対策、交通状況等の情報を提供する。
	②住民の一時保護	<ul style="list-style-type: none"> 可能であれば、一時避難場所（県庁前公園、津偕楽公園等）、避難所（アストプラザ等）への移動をお願いする。
	【総務班】	
	①情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 「防災情報システム」等から情報を入手するとともに、直接、災害対策本部（執行部）からも対応状況や被害状況等に関する情報を収集する。
	②正副議長への報告	<ul style="list-style-type: none"> 正副議長に、災害対策本部等からの情報を報告する。 <u>電子メール又は「情報伝達票」</u>等により議員から提供された情報があれば報告する。
	③伝達すべき情報の整理	<ul style="list-style-type: none"> 議員に伝達すべき情報について、正副議長から指示を受ける。（伝達は議員対応班から行う。） 議員から提供された情報のうち災害対策本部等へ伝達すべき情報について、正副議長から指示を受けて伝達する。

段階	事項	行動内容
	<p>④代表者三重県議会災害対策会議の準備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>5日目発災後72時間経過後最初に到来する午後1時に自動招集される代表者三重県議会災害対策会議について、開催の要否を正副議長と協議して決定する。</u> ・開催しない場合や日時を変更する場合は、<u>代表者三重県議会災害対策会議メンバーに通知する。(自動招集時に開催する場合も、できる限り事前に通知する。)</u> ・議会としての対応策(素案)について、正副議長と協議して作成しておく。 ・自動招集となる議員以外で、<u>三重県議会災害対策会議に招集する議員については、正副議長に確認の上、該当議員に連絡する。</u>
	<p>【議員対応班】</p> <p>①安否等の把握</p> <p>②議員への情報伝達</p> <p>③議員からの情報の整理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルに従い、常に議員との連絡手段を確保し、安否等に変更がないか把握に努める。 ・正副議長から指示された情報を全議員、又は関係する議員に伝達する。 ・電子メール又は「情報伝達票」等により議員から提供された情報を整理し、総務班を経由して、正副議長に伝達する。
	<p>【安全確保班】</p> <p>①議事堂内の設備点検</p> <p>②避難住民への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議場、委員会室、会議室等の状況を点検し、使用の可否を確認する。 ・必要に応じて、応急措置や修繕の依頼を行う。 ・避難してきた住民がエントランスホールに残っている場合は、食糧、情報を提供する。 ・できるだけ早急に、所定の避難所等への移動をお願いする。
<p><u>5日目発災後72時間経過後に最初に到来する午後1時</u></p>	<p><u>【代表者三重県議会災害対策会議】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>代表者三重県議会災害対策会議が開催される。</u> <p>※ 以降の対応は、<u>代表者三重県議会災害対策会議の決定に従うものとする。</u></p> <p>※ マニュアルに従い、必要な業務を継続する。</p>

(2) 休会・閉会中

段階	事項	行動内容
<u>南海トラフ 「臨時情報」 発表</u>	<p>【総務班】</p> <p>①情報伝達</p> <p>②正副議長への連絡</p> <p>【議員対応班】</p> <p>①議員への連絡</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事務局全職員、議会受付、マンドルーラに「臨時情報」発表を伝える。 テレビをつけるなど、その後の情報発表に注意しつつ、通常業務を行う。 登庁されている場合は直接に、不在の場合は電子メール又は電話等で「臨時情報」発表を伝える。 <ul style="list-style-type: none"> 登庁している議員には、直接、「臨時情報」発表を伝える。 登庁していない議員には、電子メール又は電話等で「臨時情報」発表を伝えるとともに、現在地や今後の行動予定を確認する。
<u>東海地震 「調査情報」 発表</u>	<p>【総務班】</p> <p>①情報伝達</p> <p>②正副議長への連絡</p> <p>【議員対応班】</p> <p>①議員への連絡</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事務局全職員、議会受付、マンドルーラに「調査情報」発表を伝える。 テレビをつけるなど、その後の情報発表に注意しつつ、通常業務を行う。 登庁されている場合は直接に、不在の場合は電話等で「調査情報」発表を伝える。 <ul style="list-style-type: none"> 登庁している議員には、直接、「調査情報」発表を伝える。 登庁していない議員へは、電話等で「調査情報」発表を伝えるとともに、現在地や今後の行動予定を確認する。
<u>「注意情報」 発表</u>	<p>【総務班】</p> <p>①情報伝達</p> <p>②正副議長への連絡</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事務局全職員、議会受付、マンドルーラに「注意情報」発表を伝える。(マンドルーラは速やかに閉店する。) 防災情報システム等から情報を入手し、全職員に伝える。 テレビをつけるなど、その後の情報発表に注意する。 登庁されている場合は直接に、不在の場合は電話等で「注意情報」発表を伝え、速やかに登庁を求める。

段階	事 項	行 動 内 容
	<u>② 防災物品の準備</u>	<ul style="list-style-type: none"> 保管物資（ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、軍手、長靴、救急箱等）及び備蓄食糧を事務局会議室内に準備する。
	<u>【議員対応班】</u> <u>①議員への連絡</u>	<ul style="list-style-type: none"> 登壇している議員には、直接、「注意情報」発表を伝えるとともに、速やかに退席し、自宅等で待機するよう求める。 議事堂に不在の議員には電話等で「注意情報」発表を伝えるとともに、現在地を確認のうえ、自宅等で待機するよう求める。
	<u>【安全確保班】</u> <u>①議会図書室</u>	<ul style="list-style-type: none"> 図書室職員は、利用者に「注意情報」発表を伝えるとともに、ただちに議事堂から退出するよう求める。（図書室は閉館する。）
	<u>②議事堂内の巡回</u>	<ul style="list-style-type: none"> 議事堂内を巡回し、来庁者に「注意情報」発表を伝えるとともに、ただちに議事堂から退出するよう求める。
	<u>③ 安全対策</u>	<ul style="list-style-type: none"> 乗降者のいないことを確認したうえで、すべてのエレベーターを停止するとともに、正面玄関の自動ドアを開放する。 避難経路を確認し、支障となる物品等があれば撤去する。 落下の恐れのある物品を床に降ろすとともに、ロッカーの扉をガムテープ等で固定する。 火元の安全を確認する。
<u>「予知情報」 発表（警戒宣言発令）</u>	<u>【総務班】</u> <u>①情報伝達</u>	<ul style="list-style-type: none"> 事務局全職員、議会受付、マンドルーラに「予知情報」発表を伝える。（マンドルーラは速やかに閉店する。） 防災情報システム等から情報を入手し、全職員に伝える。 テレビをつけるなど、その後の情報発表に注意する。
	<u>②正副議長への連絡</u>	<ul style="list-style-type: none"> 登壇されている場合は直接に、不在の場合は電話等で「予知情報」発表を伝え、速やかに登壇を求める。
	<u>③防災物品の準備</u>	<ul style="list-style-type: none"> 保管物資（ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、軍手、長靴、救急箱等）及び備蓄食糧を事務局会議室内に準備する。
	<u>【議員対応班】</u> <u>① 議員への連絡</u>	<ul style="list-style-type: none"> 登壇している議員には直接、「予知情報」発表を伝えるとともに、速やかに退席し、自宅等で待機するよう求める。 議事堂に不在の議員には電話等で「予知情報」発表を伝えるとともに、現在地を確認のうえ、自宅等で待機するよう求める。

段階	事項	行動内容
	<p>【安全確保班】</p> <p>①議会図書室</p> <p>②議事堂内の巡視</p> <p>③安全対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・図書室職員は、利用者に「予知情報」発表を伝えるとともに、ただちに議事堂から退出するよう求める。(図書室は閉館する。) ・議事堂内を巡視し、来庁者に「予知情報」発表を伝えるとともに、ただちに議事堂から退出するよう求める。 ・乗降者のいないことを確認したうえで、すべてのエレベーターを停止するとともに、正面玄関の自動ドアを開放する。 ・避難経路を確認し、支障となる物品等があれば撤去する。 ・落下の恐れのある物品を床に降ろすとともに、ロッカーの扉をカムテープ等で固定する。 ・火元の安全を確認する。
<p>大規模地震 発生直後 (震度5弱以上) (三重県沿岸に津波警報又は大津波警報発令直後)</p>	<p>【総務班】</p> <p>①震度確認と情報伝達</p> <p>②職員等の安否確認</p> <p>③情報の収集と伝達</p> <p>④正副議長への連絡</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「緊急地震速報」の報知音が放送された場合、又は激しい震動を感じた場合は、全職員に安全姿勢をとるよう指示する。 ・震動が収まり次第、テレビや津地方気象台HP等で県内の震度を確認する。(震度3以上の場合は1分半で地域別、5分程度で市町別の震度が発表される。) ・震度5弱(三重県沿岸に津波警報)以上の場合は事務局全職員、議会受付、マンドルーラに伝える。 ・事務局全職員、議会受付、マンドルーラの安否確認を行う。出張や休暇中の職員は、事務局へ安否を報告する。(総務班からも連絡する。) ・防災情報システム等から被害状況等の情報を収集し、全職員に伝達する。 ・テレビをつけるなど、その後の情報発表に注意する。 <p>【震度5強以上(三重県沿岸に大津波警報)の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正副議長が不在の場合は、速やかに登庁を求める。 <p>【震度5弱(三重県沿岸に津波警報)の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正副議長が不在の場合は、必要に応じて登庁を求める。 <p>※公共交通機関の途絶や交通規制により登庁が困難な場合は、「緊急通行車両標章」を掲示した公用車を利用する。</p>

段階	事項	行動内容
	<p>【議員対応班】</p> <p>①「安否報告書」の送信</p> <p>② 安否確認と情報伝達</p>	<ul style="list-style-type: none"> 震度5強以上（三重県沿岸に大津波警報）の場合は全議員に、震度5弱（三重県沿岸に津波警報）の場合は該当市町を選挙区とする議員に電子メール又は「安否報告書」をFAXする等により、安否を確認して取りまとめる。 登庁している議員には、ただちに安否を確認し、その時点での情報を伝達する。原則として、速やかに情報を収集し、安全を確保した上で退庁し、帰宅後、電子メール又は「安否報告書」等により家族の安否等を報告するよう求める。 登庁していない議員には、マニュアルに従って、電子メール、FAX又は電話等により安否確認を行うとともに、その時点での情報を伝達する。
	<p>【安全確保班】</p> <p>① 議会図書室</p> <p>②議事堂内の巡視</p> <p>③エントランスホールでの一時待機</p>	<ul style="list-style-type: none"> 図書室職員は、利用者の安否を確認するとともに、可能であれば、議事堂から退出するよう求める。（図書室は閉館する。） 議事堂内を巡視し、来庁者の安否を確認するとともに、可能であれば議事堂から退出するよう求める。 来庁者の議事堂からの退出に不安がある場合は、エントランスホールを一時待機場所とする。 一時待機中は、展示ホールのテレビをつけるほか、隨時、事務局からも情報提供を行う。
3時間以内	<p>【総務班】</p> <p>①情報収集</p> <p>②正副議長への報告</p> <p>③防災物品の準備</p> <p>【議員対応班】</p> <p>① 安否確認と情報伝達の継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「防災情報システム」等から情報を入手するとともに、直接、災害対策本部（執行部）からも対応状況や被害状況等に関する情報を収集する。 正副議長に、その時点での議員や職員の安否、被害状況等の情報を報告する。 必要に応じて、保管物資（ラジオ、乾電池、懐中電灯、ガムテープ、ヘルメット、軍手、救急箱等）及び備蓄食糧を事務局会議室内に準備する。 引き続き、安否の確認、取りまとめを行うとともに、その時点での情報を伝達する。

段階	事項	行動内容
	<p>【安全確保班】</p> <p>① 被害状況調査</p> <p>②住民の一時保護</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議事堂内の被害状況を確認し、危険箇所があれば応急の安全対策を行う。 ・議事堂に住民が避難してきた場合は、エントランスホールに誘導するとともに、被害状況、緊急対策、交通状況等の情報を提供する。 ・可能であれば、一時避難場所（県庁前公園、津偕楽公園等）、避難所（アストプラザ等）への移動をお願いする。
<u>5日発災後 72時間以内</u>	<p>【総務班】</p> <p>①情報収集</p> <p>② 正副議長への報告</p> <p>③伝達すべき情報の整理</p> <p><u>④代表者三重県議会災害対策会議の準備</u></p> <p>【議員対応班】</p> <p>①安否等の把握</p> <p>②議員への情報伝達</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「防災情報システム」等から情報を入手するとともに、直接、災害対策本部（執行部）からも対応状況や被害状況等に関する情報を収集する。 ・正副議長に、災害対策本部等からの情報を報告する。 ・電子メール又は「情報伝達票」等により議員から提供された情報があれば報告する。 ・議員に伝達すべき情報について、正副議長から指示を受ける。（伝達は議員対応班から行う。） ・議員から提供された情報のうち災害対策本部等へ伝達すべき情報について、正副議長から指示を受けて伝達する。 ・<u>5日発災後72時間経過後最初に到来する午後1時に自動招集される代表者三重県議会災害対策会議</u>について、正副議長と協議、調整する。 ・開催しない場合や日時を変更する場合は、<u>代表者三重県議会災害対策会議メンバー</u>に通知する。（自動招集時に開催する場合も、できる限り事前に通知する。） ・議会としての対応策（素案）について、正副議長と協議して作成しておく。 ・<u>自動招集となる議員以外で、三重県議会災害対策会議に招集する議員</u>について正副議長に確認し、当該議員に連絡する。 ・マニュアルに従い、常に議員との連絡手段を確保し、安否等に変更がないか把握する。 ・正副議長から指示された情報を全議員、又は関係する議員に伝達する。

段階	事 項	行 動 内 容
<p><u>5日目発災後72時間経過後最初に到来する午後1時</u></p>	<p>③議員からの情報の整理 【安全確保班】 ① 議事堂内の設備点検 ②避難住民への対応 【代表者三重県議会災害対策会議】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電子メール又は「情報伝達票」等により議員から提供された情報を整理し、総務班を経由して、正副議長に伝達する。 ・議場、委員会室、会議室等の状況を点検し、使用の可否を確認する。 ・必要に応じて、応急措置や修繕の依頼を行う。 ・避難してきた住民がエントランスホールに残っている場合は、食糧、情報を提供するとともに、できるだけ早急に、所定の避難所等への移動をお願いする。 ・代表者三重県議会災害対策会議が開催される。 ※ 以降の対応は、代表者三重県災害対策会議の決定に従うものとする。 ※ マニュアルに従い、必要な業務を継続する。

(3) 時間外・休日

段階	事 項	行 動 内 容
<u>南海トラフ 地震「臨時情報」発表</u>	<p>【全職員】</p> <p><u>①情報の受信</u></p> <p>【指定職員】</p> <p><u>①事務局への参集</u></p> <p><u>②正副議長への連絡</u></p> <p><u>③議員への連絡</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「臨時情報」発表後の情報に注意するとともに、常に連絡が取れるよう留意する。 ・議会事務局としての連絡事項がある場合は、緊急連絡網による電話等で連絡する。 <ul style="list-style-type: none"> ・指定職員は、速やかに事務局へ参集する。 <p>※ 指定職員は各課1名とし、予備も含めて毎年4月1日に登録する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子メール又は電話等で「臨時情報」発表を伝える。 <ul style="list-style-type: none"> ・全議員に電子メール又はFAX等で「臨時情報」発表を伝える。その後、必要に応じて追加情報を伝えるとともに、現在地や今後の行動予定を確認する。
<u>東海地震 「調査情報」発表</u>	<p>【全職員】</p> <p><u>①情報の受信</u></p> <p>【指定職員】</p> <p><u>①事務局への参集</u></p> <p><u>②正副議長への連絡</u></p> <p><u>③議員への連絡</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策課からの「携帯電話一斉メール」により「調査情報」発表が伝えられる。 ・その後の情報発表に注意するとともに、常に連絡が取れるよう留意する。 ・議会事務局としての連絡事項がある場合は、緊急連絡網により電話等で連絡する。 <ul style="list-style-type: none"> ・指定職員は、速やかに事務局へ参集する。 <p>※ 指定職員は各課1名とし、予備も含めて毎年4月1日に登録する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話等で「調査情報」発表を伝える。 <ul style="list-style-type: none"> ・全議員に電子メール又はFAXで「調査情報」発表を伝える。その後、状況に応じて電話等でも伝えるとともに、現在地や今後の行動予定を確認する。 <p>※必要に応じて、各班長と連絡を取り、指示を受ける。</p>

段階	事 項	行 動 内 容
「注意情報」発表	<u>【全職員】</u> ①情報の受信 ②事務局への参集	<ul style="list-style-type: none"> 防災対策課からの「携帯電話一斉メール」により「注意情報」発表が伝えられる。 議会事務局としての連絡事項がある場合は、緊急連絡網により電話連絡する。 全職員は、速やかに事務局へ参集する。(自動参集) 総務課長は、職員の参集状況に応じて、必要があれば暫定的な班体制を決定する。
	<u>【総務班】</u> ④情報伝達 ②正副議長への連絡 ③防災物品の準備	<ul style="list-style-type: none"> 防災情報システム等から情報を入手し、全職員に伝える。 テレビをつけるなど、その後の情報発表に注意する。 電話等で「注意情報」発表を伝え、速やかに登庁を求める。 保管物資（ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、軍手、長靴、救急箱等）及び備蓄食糧を事務局会議室内に準備する。
	<u>【議員対応班】</u> ①議員への連絡	<ul style="list-style-type: none"> 電話等で「注意情報」発表を伝えるとともに、現在地を確認のうえ、自宅等で待機するよう求める。
	<u>【安全確保班】</u> ①安全対策	<ul style="list-style-type: none"> 乗降者のいないことを確認したうえで、すべてのエレベーターを停止するとともに、正面玄関の自動ドアを開放する。 避難経路を確認し、支障となる物品等があれば撤去する。 落下の恐れのある物品を床に降ろすとともに、ロッカーの扉をガムテープ等で固定する。 火元の安全を確認する。
「予知情報」発表（警戒宣言発令）	<u>【全職員】</u> ①情報の受信 ②事務局への参集 ③班体制の決定	<ul style="list-style-type: none"> 防災対策課からの「携帯電話一斉メール」により「予知情報」発表が伝えられる。 議会事務局としての連絡事項がある場合は、緊急連絡網により電話等で連絡する。 全職員は、速やかに事務局へ参集する。(自動参集) 総務課長は、職員の参集状況に応じて、必要があれば暫定的な班体制を決定する。

段階	事項	行動内容
	【総務班】 ①情報の収集と伝達 ②正副議長への連絡 ③防災物品の準備	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報システム等から情報を入手し、全職員に伝える。 ・テレビをつけるなど、その後の情報発表に注意する。 ・電話等で「予知情報」発表を伝え、速やかに登庁を求める。 ・保管物資（ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、軍手、長靴、救急箱等）及び備蓄食糧を事務局会議室内に準備する。
	【議員対応班】 ①議員への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・電話等で「予知情報」発表を伝えるとともに、現在地を確認のうえ、自宅等で待機するよう求める。
	【安全確保班】 ①安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・乗降者のいないことを確認したうえで、すべてのエレベーターを停止するとともに、正面玄関の自動ドアを開放する。 ・避難経路を確認し、支障となる物品等があれば撤去する。 ・落下の恐れのある物品を床に降ろすとともに、ロッカーの扉をガムテープ等で固定する。 ・火元の安全を確認する。
大規模地震 発生直後 (震度5弱以上) (三重県沿岸に津波警報又は大津波警報発令直後)	【指定職員】 ①事務局への参集 ②情報の収集 ③正副議長への連絡 ④「安否報告書」の送信 ⑤議員への連絡	<p>【震度5弱（三重県沿岸に津波警報）の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定職員は、速やかに事務局へ参集する。（防災対策課からの一斉メールは送信されないので注意すること。） ・議会事務局としての連絡事項がある場合は、緊急連絡網による電話等で連絡する。 ・防災情報システム等から被害状況等の情報を収集する。 ・電子メール又は電話等で連絡のうえ、必要に応じて登庁を求める。 ・震度5弱（津波警報）の市町を選挙区とする議員に電子メール又は「安否報告書」をFAXする等により、安否を確認して取りまとめる。 ・全議員に電子メール又はFAX等で地震発生を伝える。その後、可能であれば、必要に応じて電話等でも追加情報を伝えるとともに、現在地や今後の行動予定を確認する。 <p>※必要に応じて、各班長と連絡を取り、指示を受ける。</p>

段階	事項	行動内容
	【全職員】 ①情報の受信 ②自動参集 ③班体制の決定	<p>【震度5強以上（三重県沿岸に大津波警報）の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災対策課からの「携帯電話一斉メール」により伝えられる。 議会事務局としての連絡事項がある場合は、緊急連絡網による電話等で連絡する。 <ul style="list-style-type: none"> 全職員は、速やかに事務局へ参集する。 <ul style="list-style-type: none"> 総務課長は、職員の参集状況に応じて、暫定的な班体制を決定する。
	【総務班】 ①情報の収集と伝達 ②正副議長への連絡 ③職員の安否確認	<ul style="list-style-type: none"> 防災情報システム等から被害状況等の情報を収集し、全職員に伝達する。 テレビをつけるなど、その後の情報発表に注意する。 電子メール又は電話等で連絡のうえ、速やかに登庁を求める。 <p>※公共交通機関の途絶や交通規制により登庁が困難な場合は、「緊急通行車両標章」を掲示した公用車を利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 参集していない職員があれば、安否確認を行う。
	【議員対応班】 ①「安否報告書」の送信 ②情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> 全議員に電子メール又は「安否報告書」をFAXする等により、安否を確認して取りまとめる。 電子メール、FAX又は電話等で、その時点での情報を伝達する。
	【安全確保班】 ①被害状況調査 ②住民の一時保護	<ul style="list-style-type: none"> 議事堂内の被害状況を確認し、危険箇所があれば応急の安全対策を行う。 議事堂に住民が避難してきた場合は、エントランスホールに誘導するとともに、被害状況、緊急対策、交通状況等の情報を提供する。 可能であれば、一時避難場所（県庁前公園、津偕楽公園等）、避難所（アストプラザ等）への移動をお願いする。 <p>※ 以降の対応は、(1)、(2)に準じるものとする。</p>

資 料

県庁付近の避難所・一時避難所（津市指定）

【避難所】

地震、風水害などの大規模災害に対し、避難した市民を保護するため施設

施設名	所在地	電話
アストプラザ	羽所町700（アスト津4・5階）	222-2525
三重大学附属小学校	観音寺町359	227-1295
橋北中学校	桜橋二丁目38-1	228-3114
観音寺保育園	観音寺町604-74	227-5910
西が丘小学校	長岡町800-437	225-3407

【一時避難所】

家屋倒壊、堤防の決壊などにより危険な場合に、一時的に立ち退いて危険を避ける場所

施設名	所在地
南立誠小学校グラウンド	桜橋二丁目39
三重大学教育文化会館駐車場	桜橋二丁目142
創価学会三重文化会館	桜橋三丁目446-40
県庁前公園	栄町一丁目956
津偕楽公園	広明町147-1
総合教育センター駐車場	大谷町12
津商業高等学校グラウンド	渋見町699-1

非常用 備蓄物資・食糧一覧表

【物 資】

品 目	数 量	保 管 場 所
ラジオ	3	2 F 事務局コピー室 防災物品ロッカー
懐中電灯	2	2 F 事務局コピー室 防災物品ロッカー
ランタン	2	2 F 事務局コピー室 防災物品ロッカー
防災服（予備）	上着 55、ズボン 32	2 F 事務局コピー室
ヘルメット	75	B 1 F 倉庫（南東角、駐車場出入口付近）
軍 手	60	2 F 事務局コピー室 防災物品ロッカー
長 靴	36	B 1 F B 階段下の棚
ガムテープ	10	2 F 事務局コピー室 防災物品ロッカー
救急箱	2	2 F 事務局 総務課ロッカーNo.4

【食糧、飲料水】

品 目	数 量	保 管 場 所	保存期限
缶入非常食3種	3248	2 F 事務局休憩室	H29R5年 5月
保存水（2ℓボトル）	36	2 F 事務局休憩室	H29R5年 7月
非常食（袋）	60	2 F 事務局休憩室	H33R3年 5月
保存水（2ℓボトル）	24	2 F 事務局休憩室	H38R8年 2月